

在日米軍従業員への接種証明書発行について

このことについて、防衛省北関東防衛局横田防衛事務所から、別紙のとおり情報提供がありましたので、お知らせします。

(お知らせ)

令和3年10月19日  
防 衛 省

### 在日米軍従業員への接種証明書発行について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止は、在日米軍の即応性維持や我が国の安全保障上、極めて重要な課題であり、日米両政府で緊密に連携し、取り組んできています。この取組の一環として、本年6月以降、在日米軍従業員の希望者に対し、米軍が保有するワクチンを順次接種してきているところです。

この接種は予防接種法に基づく接種ではないため、接種を受けた従業員は、市区町村におけるワクチン接種証明書の交付対象となっておりません。そのため、このたび、在日米軍によるワクチン接種を受けた従業員が、海外の渡航先での入国時に、ワクチン接種を受けたことを証明できるよう、雇用主である防衛省が、ワクチン接種証明書を発行することとしました。

引き続き、新型コロナウイルス感染症対策について、日米で緊密に連携の上、適切に取り組んでまいります。